

(趣旨)

第1条 この内規は、創価大学通信教育部学則第19条の2に基づき、試験およびレポート等における不正行為の取扱いに関する事項を定める。

(懲戒)

第2条 不正行為者に対する懲戒は、創価大学通信教育部学則第19条の2に基づき次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

(通信教育部のレポート等における不正行為の事由)

第3条 レポート等における不正行為の処分の事由は以下の通りとする。

- (1) 戒告
 - ア 他人が印刷授業におけるレポート、課題解答等を作成すること、もしくは他人が作成した印刷授業におけるレポート、課題解答等を写すこと
 - イ 他人に印刷授業におけるレポート、課題解答等を写させること
 - ウ 添付ファイルでの解答形式で他人が作成したファイルデータを提出する、もしくは他人に作成したファイルデータを譲渡すること
 - エ 出典(ウェブ上の資料を含む)を明記せず、丸写しすること
 - オ その他これに準ずる行為
- (2) 停学
 - ア 過去に戒告処分を受けた者で、再び不正行為をした者
 - イ その他重大な不正な手段を用いて学修成果を提出すること
- (3) 退学
 - 過去に停学処分を受けた者で、再び不正行為をした者

2 本条の通信教育部のレポート等とは以下のものをいう

- (1) 印刷授業におけるレポート
- (2) メディア授業における課題解答
- (3) メディア授業学修報告書
- (4) オンデマンドスクーリングにおける課題解答
- (5) その他、通信教育部の履修にあたり、必要な学修課題

(会場での試験における不正行為の事由)

第4条 会場での試験における不正行為の処分の事由は以下の通りとする。

- (1) 戒告
 - ア あらかじめ机等に書き込んだり、カンニングペーパーを持ち込むこと
 - イ あらかじめ書き込みをされた六法全書・辞書等を持ち込むこと
 - ウ 持ち込み不許可の教科書、参考書、ノート等を参照すること
 - エ 許可なく携帯電話・電子機器等を使用、または参照すること
 - オ 解答用紙のすり替えをすること
 - カ 言語、動作等をもって受験者相互に連絡すること
 - キ 他の学生の答案を見て、答案を作成すること
 - ク 許可なくみだりに席を離れること、その他監督員の指示に反する行為をすること
- (2) 停学
 - ア 身代わり受験を依頼すること、または身代わり受験をすること
 - イ 他人の答案を作成すること、不正に作成された答案を提出すること、及びそれらの行為をさせること
 - ウ 過去に戒告処分を受けた者で、再び不正行為をした者
 - エ その他重大な不正な手段を用いて受験すること
- (3) 退学
 - 過去に停学処分を受けた者で、再び不正行為をした者

2 本条の会場での試験とは以下のものをいう

- (1) 会場での試験として行う科目試験・スクーリング再試験
- (2) 会場での試験として行うスクーリング試験
(WEB試験における不正行為の事由)

第5条 WEB試験における不正行為の処分の事由は以下の通りとする。

- (1) 戒告
 - ア 持ち込み不許可の教科書、参考書、ノート等を参照すること
 - イ 受験時間中に他者と相談すること、及び連絡すること
 - ウ 他の学生答案を見て、答案を作成すること
- (2) 停学
 - ア 身代わり受験を依頼すること、または身代わり受験をすること
 - イ 他人の答案を作成すること、不正に作成された答案を提出すること
 - ウ 添付ファイルでの解答形式で他人が作成したファイルを提出する、もしくは他人に作成したファイルを譲渡すること
 - エ 過去に戒告処分を受けた者で、再び不正行為をした者
 - オ その他重大な不正な手段を用いて受験すること
- (3) 退学
過去に停学処分を受けた者で、再び不正行為をした者

2 本条のWEB試験とは以下のものをいう

- (1) WEB試験として行う科目試験・スクーリング再試験
- (2) WEB試験として行うスクーリング試験
- (3) オンデマンドスクーリング最終試験
(第3条及び第5条の不正行為の確認)

第6条 担当教員は、不正行為とみなされるレポート、課題解答、WEB試験の答案等を発見した場合には、速やかに通信教育部教務委員会に報告する。その際、不正行為と判断するにいたった根拠や証拠物を提出する。

2 通信教育部教務委員会は、学生に対し不正行為の事実確認を行う。不正の事実が否定された場合、調査委員会を設置し、不正行為の有無を確認する。

3 不正行為の事実が確認された場合には、通信教育部教務委員会は教員会および通信教育運営委員会に報告する。

(第4条の不正行為の確認)

第7条 監督員が不正行為とみなされる行為を発見した場合は、速やかに当該学生の解答用紙を回収し、新たな解答用紙を渡して、試験を続行させる。なお、不正行為に関係する証拠物がある場合には、直ちに回収する。

2 試験終了後、監督員は当該学生に対し不正行為の事実確認を行う。

3 不正行為の事実が確認された場合、監督員は「試験不正行為報告書」を通信教育部教務委員会に提出する。

4 通信教育部教務委員会は教員会および通信教育運営委員会に報告する。

(上記以外の不正行為)

第8条 第3条、第4条、第5条に定める不正行為以外の不正行為の場合についても、上記に準じた手続きを経て処分を行う。

(単位・学修の取扱い)

第9条 不正行為による懲戒の単位・学修の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 戒告 当該科目に関する全ての評価を取り消し、年度内のレポート提出・科目試験の受験・スクーリングの受講を認めない。
- (2) 停学 戒告処分の内容に加えて、停学期間中は全ての科目についてレポートの提出・科目試験の受験・スクーリングの受講を認めない。停学期間は不正内容により、3ヶ月以上1年以内の期間で決定する。
- (3) 退学 当該年度のすべての科目の評価を取り消す。
(処分の手続き)

第10条 処分の手続については、「通信教育部学生の懲戒処分の手続に関する規程」に基づいてこれを行う。

2 通信教育運営委員会及び当該教授会は、処分内容等について議事録に記載する。

(停学期間の取扱い)

第11条 この処分による停学期間は在学期間とみなし、学生の身分を継続するために行う諸手続については、これを認める。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、通信教育部教務課が担当する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月8日内規第8号）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日内規第42号）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月12日内規第1号）

この内規は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日内規第11号）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。